

物流改正法施行のポイント

トラック業界の構造的課題

- ✓ 長時間労働、低賃金
- ✓ 慢性的な担い手不足、若手ドライバーの不足

ドライバーの労働環境改善のため・・・

(2024年4月～)

トラック業界の働き方改革

- ✓ 時間外労働上限規制の適用（年960時間）
- ✓ 改善基準告示の見直し（拘束時間の縮減）

このまま何も対策を講じなければ・・・

物流2024年問題

- ✓ モノが運べなくなるおそれ
- ✓ ドライバーの年収低下のおそれ

今後より深刻に・・・



物流改正法の概要（R6.5.15公布）

流通業務総合効率化法（荷主・物流事業者に対する規制的措置）

すべての事業者

- ①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模の以上の事業者

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（トラック運送事業者の取引に対する規制的措置）

- 運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面**による交付等を**義務付け**。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（軽トラック運送事業者に対する規制的措置）

- 軽トラック運送事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のため****に取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上

- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

特定荷主等の指定

○ 全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者等を指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を**義務付け**。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 **9万トン以上**
(上位**3,200社**程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 **70万トン以上**
(上位**70社**程度)

特定トラック運送事業者

保有車両台数 **150台以上**
(上位**790社**程度)

中期計画の策定

毎年度が基本
(変更なければ5年ごと)

事業所管大臣
への定期報告

毎年度

勧告・公表・命令

事業所管大臣

- **特定荷主・特定連鎖化事業者**に対しては、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等**から物流統括管理者（CLO）を選任し、届け出ることを義務付け。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 **9万トン以上**（上位**3,200社**程度）

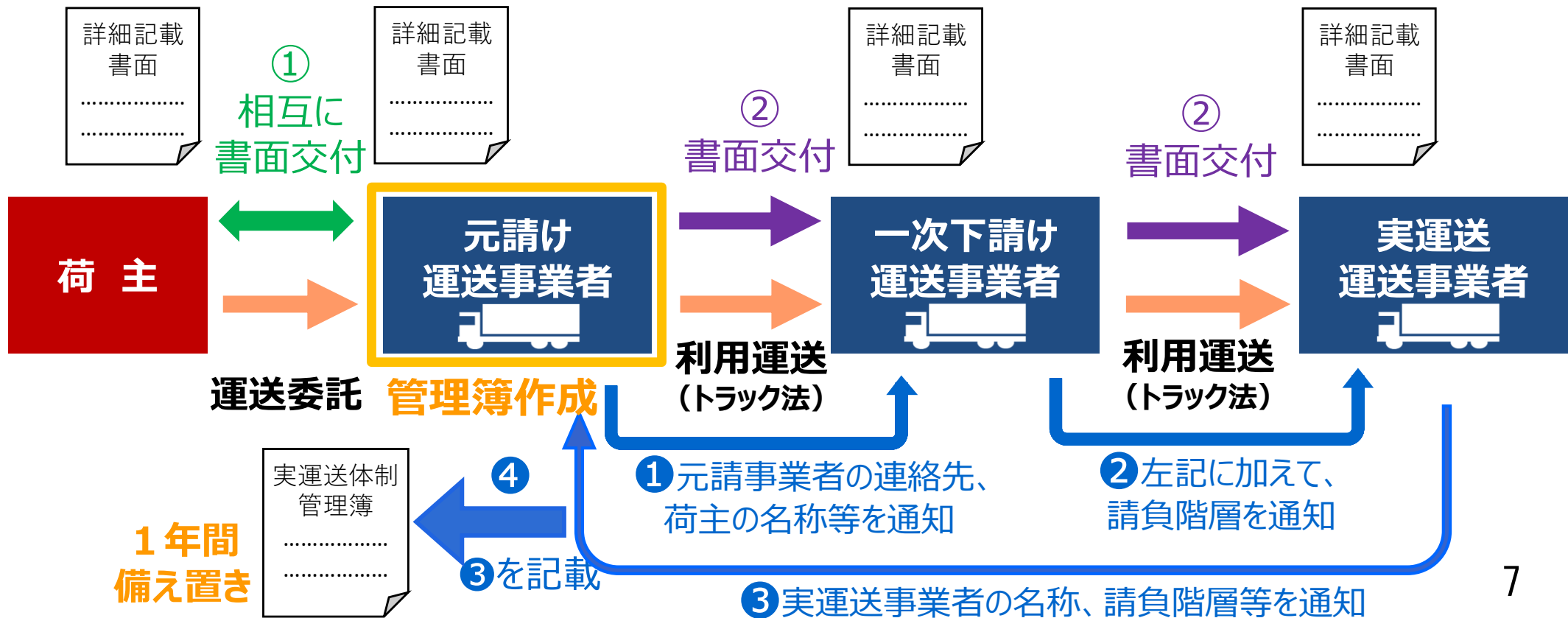
選任・届出

【物流統括管理者（CLO）の業務】

- ① 中長期計画の作成、②事業運営方針の作成・事業管理体制の整備
- ③ リードタイムの確保、発注・発送量の適正化等のための、
社内の関係部門（開発・調達・生産・物流・販売等）間の連携体制の構築
- ④ 設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成、実施及び評価
- ⑤ 社員の意識向上のための社内研修の実施
- ⑥ 調達先及び納品先等の物流統括管理者等との連携・調整

トラック運送事業者の取引に対する規制的措置①

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面の交付等を義務付け。
- 運送体制の明確化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称、請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。



- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- **2024年6月28日** **第1回合同会議**（規制的措置の施行に向けた検討を開始）
- 2024年7月以降 事務局にて各種業界団体と意見交換
- **2024年8月26日** **第2回合同会議**（取りまとめ素案の提示や業界ヒアリング 等）
- **2024年9月26日** **第3回合同会議**（取りまとめ案の審議（書面開催））
- **2024年9月27日～**
10月26日 **パブリックコメント**（意見提出件数 875件）
- **2024年11月11日** **第4回合同会議**（パブリックコメントを踏まえた取りまとめ案の審議）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表

➤ **2025年4月1日**

法律の施行①

- 基本方針、荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
- 判断基準に関する調査・公表
- トラック事業法に基づく各種規制的措置 等

➤ **2026年4月（想定）**

法律の施行②

- 特定事業者の指定
- 中長期計画の提出・定期報告
- 物流統括管理者（CLO）の選任 等